

只見町フッ化物洗口事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、只見町民の効果的な歯・口腔の健康づくり対策を行うため、子どもたちに対するむし歯予防方法として、町内保育所、小学校及び中学校（以下、「実施施設」という。）におけるフッ化物洗口事業（以下、「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(実施対象者)

第 2 条 本事業の対象者は、町内の実施施設に在籍する 4 歳児以上の幼児、児童及び生徒であつて、保護者が実施を希望する者とする。

2 本事業の実施を希望する保護者は、実施施設を通じて町にフッ化物洗口希望調査書（様式第 1 号。以下、「調査書」という。）を提出するものとする。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、只見町（以下、「町」という。）とする。

(関係機関との連携)

第 4 条 町は、事業の実施にあたり町内の歯科医師の協力を求め、十分に連携を図るものとする。

2 町は只見町教育委員会と連携し、実施施設の長その他の職員に対し、本事業の趣旨を十分に説明し、協力を求めるものとする。

(事業の実施)

第 5 条 本事業を実施する実施施設は、毎年度の事業実施前に調査書を保護者に配布し、実施対象者の名簿を作成し、町に提出するものとする。ただし、前年度に同じ実施施設で実施を希望した者については、省略することができる。

2 町は、実施対象者の名簿の写しを保育所嘱託歯科医師又は学校歯科医師（以下、「担当歯科医師」という。）に提供し、只見町フッ化物洗口事業指示書（様式第 2 号。以下、「指示書」という。）の発行を依頼するものとする。

3 年度途中で保護者の希望により調査書の提出があつたときは、実施施設は速やかに調査書の写しを町に提出し、町は担当歯科医師に提供し、指示を確認するものとする。

(事業の内容)

第 6 条 町が行う本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 本事業に必要な薬剤及び物品等の購入及び配布
- (2) フッ化物洗口の指導及び支援
- (3) 歯科健康教育に関する事業
- (4) その他町長が必要と認める事業

(実施方法)

第 7 条 本事業は、実施施設において集団的、継続的、計画的に行うものとする。

2 本事業の実施については、「福島県フッ化物応用マニュアル」に基づき行うものとする。

3 本事業に使用するフッ化物洗口剤の種類、量、濃度、洗口回数等の実施方法は、担当歯科医師の指示書に基づき行うものとする。

(薬剤等の管理)

第8条 町は、薬剤の購入量や配布先についてフッ素洗口剤在庫管理簿（様式第3号）により管理するものとし、実施施設は、薬剤等の受払について、フッ素洗口剤在庫管理簿（様式第4号）により管理するものとする。

(事業の実施報告)

第9条 本事業を実施した実施施設は、毎年度末に只見町フッ化物洗口事業実績報告書（様式第5号）に実施者名簿を添えて、町に提出するものとする。

(評価)

第10条 町は、歯科健診の結果等の集積及び分析により、本事業の効果に係る評価を実施するものとする。

2 本事業を実施した実施施設は、町から前項の規定に基づく評価の実施に対し、事業実施状況や歯科健診の結果等、必要な情報の報告を求められたときは、協力するものとする。

(庶務)

第11条 本事業の庶務は、保健福祉課が行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。